

*北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目

次

ページ

道庁監査委員公表

〇道庁公表課へ向

1

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第8号

地方自治法第199条第4項の規定により行った平成12年度に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成13年6月12日

北海道監査委員 土 田 弘 弘
北海道監査委員 北 海 道 監 査 委 員 神 戸 典 臣
北海道監査委員 北 海 道 監 査 委 員 谷 田 慶 蔵
北海道監査委員 北 海 道 監 査 委 員 前 田 榮 一

第1 監査の概要

1 監査実施部局及び監査実施期間

監査は、公営企業会計に係る次の12部局について、平成12年11月から平成13年5月までの間に実施した。

会 計 区 分	監 査 実 施 部 局
病 院 事 業 会 計	保健福祉部 道立病院 ● 一般疾患の治療病院 札幌北野病院、江差病院、寿都病院、紋別病院、 北見病院、羽幌病院 ● 主として精神・神経疾患の治療病院 緑ヶ丘病院、向陽ヶ丘病院 ● 主として結核性疾患の治療病院 釧路病院、苫小牧病院
電気事業会計及び 工業用水道事業会計	企業局

2 監査の主眼

監査は、平成12年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 合规性の視点

ア 各種債権の収入確保について

イ 旅費の執行について

ウ 前年度資金の執行について

エ 公共工事に係る入札・契約手続について

オ 工事（技術）の執行について

(2) 経済性、効率性及び有効性の視点

経営の健全化について

3 監査の実施方法

(1) 監査は、監査実施部局すべてについて、実地監査により実施した。

(2) 監査に当たっては、提出を求めた監査資料に基づき、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類により実施した。

第2 事業の概要

1 病院事業会計

本事業は、医療を行い、道民の健康保持に資することを経営の基本として、一般疾患の治療病院6箇所（病床数854床）、主として精神・神経疾患の治療病院2箇所（病床数470床）及び主として結核性疾患の治療病院2箇所（病床数282床）において経営を行っており、当年度の延べ患者数は、入院患者386,862人、外来患者667,232人となっている。

これらの業務に従事している職員数は、平成13年3月31日現在1,182人である。

2 電気事業会計

本事業は、主として河川総合開発の一環として電源開発を行い、道民経済の発展に資することを経営の基本として、8箇所の発電所において電力の供給を行っており、当年度の販売電力量は305,334,300キロワット時となっている。

これらの業務に従事している職員数は、平成13年3月31日現在70人である。

3 工業用水道事業会計

本事業は、産業立地条件の整備の一環として工業用水の供給を行い、道民経済の発展に資することを経営の基本として、5箇所の工業用水道において供給を行っており、当年度の給水量は87,814,601立方メートルとなっている。

これらの業務に従事している職員数は、平成13年3月31日現在49人である。

第3 監査の結果

1 監査結果の区分

監査結果は次のとおり区分し、指摘事項については部局名を明記した。

(1) 指摘事項

ア 法令、条例、規則、通達に違反しているもの

イ 収入確保に適切な措置を要するもの

ウ 予算を目的外に支出しているもの

エ 予定価格の積算に誤りがあり、損害が生じているもの

オ 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの

カ 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの

キ 医療事故等が生じているもの

(2) 指導事項

上記のうち輕易と認められるもの

(3) 検討事項

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善

について検討させるもの

2 財務に関する監査結果の概要

監査実施部局における財務に関する事務の執行については、一部の部局において、次

のとおり是正又は改善を要する事項があった。

(1) 予算に係る事項

〔指導事項〕

公用車の借り上げにおいて、予算を4月から10月までと11月から3月までの2回に分けて配当しているため、半年間ごとの借上契約を締結している。

しかし、年度当初に年間の予算配当を行い、年間を通じた借上契約を締結した方が

経済的となるものがあった。

(2) 収入に係る事項

〔指導事項〕

ア 診療料を期限までに完納しないときは、納期限後30日以内に督促することとされているが、督促状の発付時期が著しく遅延しているものや督促を行っていないもの

があった。

イ 診療料の納入義務が時効により消滅したときは、速やかに不納欠損の整理を行う

こととされているが、整理する時期が著しく遅延しているものがあった。

(3) 支出に係る事項

ア 給料・諸手当

〔指導事項〕

(ア) ボイラー業務において、機械室の点検のため毎月恒常的に時間外勤務を行って

いたり、宿直勤務中に整備・点検のため時間外勤務を行っていた。しかし、これ

らの業務を効率的に行うことにより、時間外勤務手当の縮減に努めるべきものがあった。

また、休日に勤務した場合、休日勤務手当を支給しているが、他の日に休むことができる「休日の代休」制度を活用することにより、休日勤務手当の縮減に努めるべきものがあった。

(イ) 住居手当の支給は、要件を具備するに至った日の属する月の翌月から開始することとされているが、認定を誤り、支給始期を翌々月としたことから、1箇月分不足払となっているものがあった。

イ 賃金

〔指導事項〕

臨時職員に対し、有給休暇を誤って付与したことから、賃金を過大に支給しているものがあった。

ウ 旅費

〔指導事項〕

(ア) 赴任旅費の支給において、赴任が離島の地域と離島以外の地域との間で行われる場合は、移転料が増額されるが、誤って増額しなかったことから、不足払となっているものがあった。

また、移転料の路程区分を誤ったことから、過大に支給しているものがあった。

(イ) 用務地からの帰庁において、私事都合により旅行命令の行程と異なる行程で旅行した場合には、帰路の日当、航空賃等を支給しないこととされているが、精算時の確認が十分でなかったため、日当、航空運賃等が過払となっているものがあった。

(ウ) 航空賃の支給額については、最も安価な普通運賃と定められているが、割高な航空会社の航空賃を支給したことから、過払となっているものがあった。

(エ) 旅行経路について、経済的な通常の経路による旅行が可能であったことから、旅費の節約が可能なものがあった。

エ 需用費

〔指導事項〕

医療機器の修繕において、予算が不足しているにもかかわらず、予算の内示に基づき契約しているものがあった。

オ その他の支出

〔指導事項〕

前渡資金により執行されている交際費について、年間執行額が少額であるにもかかわらず、年度当初に多額の資金を交付しており、また、資金の保管は金融機関に預託しなければならず、特に必要がある場合に、最小限の額に限り手元保管するこ

とができるとされているが、全額手元保管しているものがあった。

〔検討事項〕

出先事務所における経費の支払方法において、一部の出先事務所においては本局の企業出納員が支払っているが、他の出先事務所においては当該事務所の資金前渡員が支払っている。事務の簡素化と効率的な資金管理を行うため、本局の企業出納員による支払事務の集中化について検討する必要がある。

(4) 契約に係る事項

〔指摘事項〕

建物の増築・改修工事に係る請負契約の締結において、契約保証金を納めさせなければならぬが、納めさせていないものがあった。 (緑ヶ丘病院)

〔指導事項〕

ア 備品の修繕や消耗品の購入において、1件の予定価格が30万円以上であるときは、2人以上の者から見積書を徴しなければならないが、1人の者だけから見積書を徴し、契約しているものがあった。

イ 備品の購入において、1件の予定価格が100万円以上であるときは、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していないものがあった。

〔検討事項〕

臨床検査の依頼に係る契約について、年間を通じた検査項目や件数が少ないときは、検査依頼をする都度、随意契約にすることができるとされている。

しかし、年間の検査依頼手数料の額からすると、指名競争入札による単価契約とする方が経済的と考えられるので、契約方法について検討する必要がある。

(5) 資産に係る事項

〔指導事項〕

ア 建物を増築したときは、不動産登記法により登記を行うこととされているが、登記を行っていないものがあった。

イ 借用している土地については、自己所有の土地に準じて固定資産台帳を作成することとされているが、作成していないものがあった。

ウ 不用となった薬品等売り払う場合において、不用の決定や売払いの決定を行うこととされているが、これらの決定を行っていないものがあった。

〔検討事項〕

固定資産は、管理の適正を期するため固定資産台帳に必要事項を登録しなければならないが、土地、建物、機械装置等の種別にかかわらず台帳の様式が同一となっている。このため、土地や建物についての登記に関する事項や取得経過などが明らかになっていないので、台帳の様式や登録すべき事項について検討する必要がある。

(6) その他

ア 医療事故

〔指摘事項〕

医療事故が発生し、賠償金として1件、22,687,740円を支出しているものがあつた。 (寿都病院)

イ 交通事故

〔指導事項〕

公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用として1件、331,684円を支出しているものがあつた。

3 経営に係る監査結果の概要

(1) 病院事業会計

事業の経営については、入院患者数の減により医業収益が減少したものの、医薬材料費や減価償却費などの医業費用の減少により、当年度の純損失は2,000,292千円となり、前年度より88,096千円減少しているが、49,436,449千円にのぼる累積欠損金を計上しており、大変厳しい経営状態にある。

経営は、平成10年度に策定された「北海道病院事業経営計画」を基本目標として、各病院に設置された「経営計画推進会議」を中心に、財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価の受審、患者に対する適時適温給食の提供や服薬指導、患者の待ち時間の解消など、経営改善に係る取組が進められている。

しかし、医師が不足していることや長期に定着しないことなどにより、患者との信頼関係や医業収入の確保に支障が生じていることから、医師の確保はもとより、患者との信頼関係の確立やサービスの向上に努め、病床利用率の向上と収入の確保に積極的な取組が求められる。

また、他府県と比較して格差のある医業収支比率や職員給与比率の改善を図るため、ボイラー業務、給食業務などの民間委託の積極的な推進や業務量に見合った職員の適正配置などに努める必要がある。

平成12年度から「北海道病院事業経営計画」の見直しに着手しているが、外部の有識者の意見も聞きながら、各道立病院の役割や経営責任体制の確立などについて十分に検討を行い、経営改善を着実に推進すべきである。

なお、札幌北野病院については、高度・専門医療を担う道立病院としての役割は終えたとの判断から、平成13年度をもって廃止されることになったが、患者や地域住民の方々に不安を与えることのないよう配慮する必要がある。

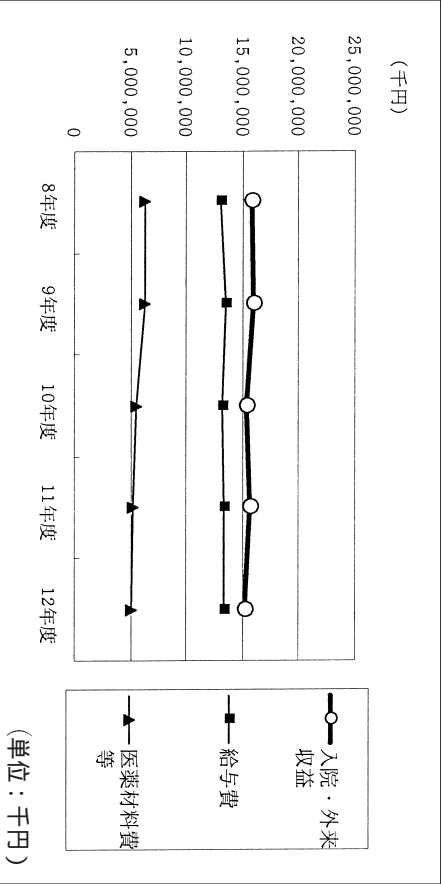
平成12年度 損 益 の 状 況

(単位：千円)

収	益	費	用

区 分	決 算 額	構 成 比	区 分	決 算 額	構 成 比
入 院 収 益	10,262,056	46.6%	給 与 費	13,384,835	55.7%
外 来 収 益	4,852,013	22.1%	医薬材料費等	4,774,592	20.0%
一般会計負担金	6,553,265	29.8%	維持経費	2,724,501	11.3%
そ の 他	338,934	1.5%	減価償却費	1,711,762	7.1%
-	-	-	そ の 他	1,410,870	5.9%
収 益 計	22,006,268	100.0%	費 用 計	24,006,560	100.0%
			当年度純損失	2,000,292	-

入院・外来収益と費用の推移



区 分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
入院・外来収益	15,802,014	15,914,282	15,291,150	15,641,060	15,114,069
給 与 費	12,991,897	13,445,299	13,233,701	13,383,961	13,384,835
医薬材料費等	6,353,153	6,227,216	5,591,779	5,166,450	4,774,592

病床利用率・医療収支比率等の比較

(単位：%)

区 分	病 床 利 用 率	医 療 収 支 比 率	職 員 給 与 比 率
	全国平均	全国平均	全国平均

一般疾患病院	69.1	84.1	71.3	91.2	79.2	54.6
精神・神経病院	74.5	82.9	57.3	66.0	131.9	109.6
結 核 病 院	42.4	35.5	67.9	49.9	74.4	118.8
合 計	66.0	84.0	67.5	90.4	87.4	55.8

注1 全国平均は、平成11年度自治体病院の平均値である。

注2 病床利用率＝年延入院患者数÷年延病床数×100

医療収支比率＝医療収益÷医療費用×100

職員給与比率＝職員給与÷医療収益×100

(2) 電気事業会計

事業の経営については、電力料金収入の減少により、当年度の純利益が前年度より20,633千円減少したものの、309,801千円となっており、総体として適正であると認められる。

しかし、発電部門への新規参入の拡大など電気事業の自由化等により、事業を取り巻く経営環境は大きく変化しているので、今後とも、経費の縮減など一層の経営の効率化に努めるべきである。

決 算 額 の 比 較

(単位：千円)

区 分	販 売 電 力 量	収 益	うち電力料	費 用	純 利 益
平成11年度	274,590,380 kWh	3,971,395	3,745,657	3,640,961	330,434
平成12年度	305,334,300 kWh	3,869,742	3,648,341	3,559,941	309,801
増 減	30,743,920 kWh	△101,653	△ 97,316	△ 81,020	△ 20,633

発 電 所 別 販 売 電 力 量

発 電 所 名	最 大 出 力	販 売 電 力 量
鷹 泊 発 電 所	5,700 kW	28,207,170 kWh
二 股 発 電 所	14,700 kW	63,620,100 kWh
清水沢発電所	3,400 kW	19,347,500 kWh
滝 下 発 電 所	16,600 kW	84,938,490 kWh
滝 の 上 発 電 所	2,340 kW	2,627,700 kWh

川 端 発 電 所	4,200 kw	20,310,290 kWh
岩 尾 内 発 電 所	13,000 kw	41,834,260 kWh
ボンテシオ発電所	11,000 kw	44,448,790 kWh
合 計	70,940 kw	305,334,300 kWh

(3) 工業用水道事業会計

事業の経営については、給水料金の単価改定などによる収益増があったものの、減価償却費や修繕費等の増により費用が増加したため、当年度の純損失が前年度より6,666千円増加し、402,475千円となり、厳しい経営状態にある。

石狩湾新港地域工業用水道事業においては、給水区域の拡大に努めたものの、給水能力日量17,500立方メートルに対して契約水量が日量2,150立方メートル（12.3%）にとどまるなど、収支の均衡を図ることができない状況にある。

また、苫小牧東部地区第一工業用水道事業については、平成11年度から営業を開始しているが、工業用水の需要が確実に見込まれるまでの間、給水施設の着工を繰り延べすることとされたことから、これまで投資した資金の償還が工業用水道事業の経営に重大な影響を及ぼす状況にある。

このため、関係各部署で構成する検討委員会において、両事業の抱える問題と今後のあり方を検討しているところであるが、国などの関係機関とも連携を図りながら、必要な対策を十分検討し、健全な経営の推進に一層の努力をすべきである。

決 算 額 の 比 較
(単位：千円)

区 分	給 水 量	収 益	うち給水収益	費 用	純 損 失
平成11年度	88,999,561m ³	1,516,204	1,512,916	1,912,013	395,809
平成12年度	87,814,601m ³	1,627,266	1,569,246	2,029,741	402,475
増 減	△ 1,184,960m ³	111,062	56,330	117,728	6,666

工業用水道別契約率

工業用水道名	給水能力日量	契約水量	契約率
室 蘭 地 区 工 業 用 水 道	115,000m ³ /日	101,950m ³ /日	88.7%
苫小牧地区第一工業用水道	100,000m ³ /日	70,540m ³ /日	70.5%

苫小牧地区第二工業用水道	77,000m ³ /日	54,910m ³ /日	71.3%
苫小牧東部地区第一工業用水道	23,000m ³ /日	15,730m ³ /日	68.4%
石狩湾新港地域工業用水道	17,500m ³ /日	2,150m ³ /日	12.3%
合 計	332,500m ³ /日	245,280m ³ /日	73.8%

平成十三年六月十二日

火曜日

六(一六)

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課